【文例１】

未払賃金の支払を請求する通知書

ポイント

・未払賃金の請求金額及び入金の期限を明記し、入金方法（口座振替、送金）及び入

金先（自分の口座、住所）を指定します。

・賃金が支払われない場合、本来支払われるべき日の翌日から遅延している期間の利息に相当する年３％の遅延損害金を請求することができます（民法第419条第１項）。

・既に退職している場合に、賃金（退職手当を除く。）の全部又は一部が退職日（退職

　日後に支払期日が到来する賃金は、その支払期日）までに支払われていないときは、

事業主は退職日（支払期日）の翌日から支払の日まで年14.6％の遅延利息の支払が

必要です（賃金の支払の確保等に関する法律第６条第１項）。

・賃金請求権の消滅時効に留意する必要があります。労働基準法の改正により令和２年４月１日以降に支払われる賃金について、消滅時効が賃金支払期日から５年に延長されました（改正前は２年）。ただし、経過措置として、当分の間は、３年が適用されます。

例文

請求書

　私は、貴社従業員として、元号○年○月○日から元号○年○月○日まで勤務しておりましたが、退職前の元号○年○月分と○月分の賃金合計○万○円をいまだ受領しておりません。

　元号○年○月○日までに、上記賃金並びにこれに対する各支払期日の翌日から退職日までの年３パーセントの遅延損害金及び退職日の翌日から支払済に至るまでの年１４．６パーセントの遅延利息を、通知人の口座○○銀行○○支店普通預金○○○○○○に入金することを請求いたします。

　なお、振込手数料は、貴社が負担してください。

また、期限までに入金がない場合には、労働基準監督署への申告のほか、法的手続をとりますので、あらかじめご承知ください。

元号○年○月○日

高知県○○市□□町□□番地

　　　　　　　　　　　　　　○○　○○

高知県△△市△△町△番地

△△株式会社

　　　代表取締役　△△　△△　様